

議案第160号

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する
条例

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例（令和元年川崎市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特別養護老人ホーム長沢壮寿の里を廃止するため、この条例を制定するものである。